

肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった方へ

肝炎ウイルス陽性者に係る

初回精密検査費用助成のご案内



©2014 大阪府もずやん

大阪府では、肝炎ウイルス検査（※）の結果が陽性であった方を対象に、
大阪府肝炎専門医療機関で初回精密検査を受けた際の検査費用の自己負担分を助成します

※肝炎ウイルス検査とは…大阪府が実施する肝炎ウイルス検査（委託医療機関の検査を含む）

市町村が実施する健診における肝炎ウイルス検診（委託医療機関の検診を含む）

職域の健康診断や人間ドックにおいて実施する肝炎ウイルス検査

令和2年4月から、妊婦健診や手術前の肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方も助成対象となりました

※令和2年4月1日以降に受けた初回精密検査から対象となります

助成
対象者

大阪府に住所を有する方で以下の要件をすべて満たす方

- 1 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者
- 2 以下のいずれかを受け、請求日の前1年以内（※）に陽性と判定された（結果通知を受け取った）方
 - ①府又は市町村が実施する肝炎ウイルス検査（検診）
 - ②職域の肝炎ウイルス検査
 - ③母子保健法に基づき市町村が実施する妊婦健康診査における肝炎ウイルス検査
 - ④手術前1年以内に行われた肝炎ウイルス検査
- 3 大阪府肝炎専門医療機関で初回精密検査を受けた方
- 4 府又は市町村が実施する状況把握に同意した方

※③、④の検査を受けた方については、出産や手術後の状況等に鑑み特段の事情がある場合にはこの限りではありません

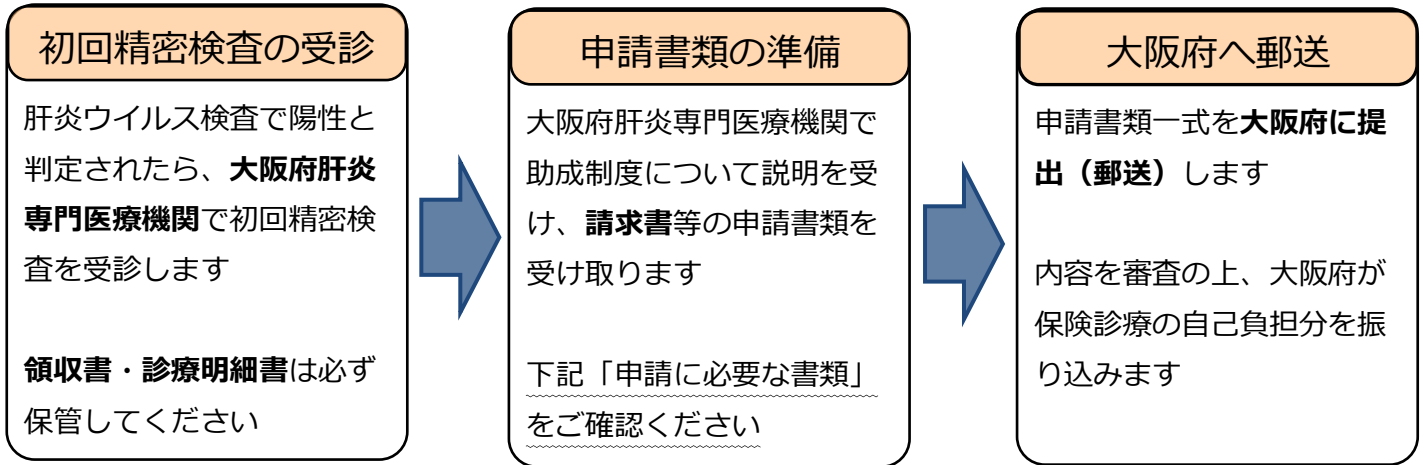
肝炎ウイルス検査の結果が陽性の場合、精密検査を受けましょう

肝炎ウイルスに感染してもほとんどの場合、自覚症状がありません

感染を放置すると、肝硬変や肝がん[※]に重症化する可能性があります



申請の方法・必要な書類は？



ご自身が受けられた肝炎ウイルス検査の実施機関により、申請に必要な書類が異なります

① 府又は市町村が実施する肝炎ウイルス検査（検診）を受けた方

1. 肝炎検査費用請求書（様式第1号）
2. 肝炎ウイルス陽性者に係る状況把握同意書（様式第2号）
3. 大阪府肝炎専門医療機関の領収書（原本）
4. 大阪府肝炎専門医療機関の診療明細書（原本）
5. 肝炎ウイルス検査（検診）の結果通知書（写し）（府又は市町村が実施した肝炎ウイルス検査の結果）
6. 振込先口座が分かる書類（預金通帳の写し等）

② 職域の肝炎ウイルス検査を受けた方

1. 肝炎検査費用請求書（様式第1号）
2. 肝炎ウイルス陽性者に係る状況把握同意書（様式第2号）
3. 大阪府肝炎専門医療機関の領収書（原本）
4. 大阪府肝炎専門医療機関の診療明細書（原本）
5. 肝炎ウイルス検査の結果通知書（写し）（職域が実施した肝炎ウイルス検査の結果）
6. 振込先口座が分かる書類（預金通帳の写し等）
7. 職域検査証明書（様式第4号）又はこれに類する証明書

請求書等の様式は、大阪府ホームページからダウンロードできます

大阪府 肝炎対策

検索



③ 妊婦健康診査における肝炎ウイルス検査を受けた方

1. 肝炎検査費用請求書（様式第1号）
2. 肝炎ウイルス陽性者に係る状況把握同意書（様式第2号）
3. 大阪府肝炎専門医療機関の領収書（原本）
4. 大阪府肝炎専門医療機関の診療明細書（原本）
5. 母子健康手帳の表紙、肝炎ウイルス検査日及び検査結果が確認できるページ（写し）
又は肝炎ウイルス検査結果通知書（妊婦健診で実施した肝炎ウイルス検査の結果）
6. 振込先口座が分かる書類（預金通帳の写し等）

④ 手術前1年以内に行われた肝炎ウイルス検査を受けた方

1. 肝炎検査費用請求書（様式第1号）
2. 肝炎ウイルス陽性者に係る状況把握同意書（様式第2号）
3. 大阪府肝炎専門医療機関の領収書（原本）
4. 大阪府肝炎専門医療機関の診療明細書（原本）
5. 肝炎ウイルス検査の結果通知書（写し）（手術前に実施した肝炎ウイルス検査の結果）
6. 肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料が算定されたことが確認できる診療明細書
7. 振込先口座が分かる書類（預金通帳の写し等）

提出前に必ずご確認ください



- 精密検査は大阪府肝炎専門医療機関で受けましたか？

大阪府肝炎専門医療機関以外の医療機関で受けた精密検査の費用は助成対象となりません。
大阪府肝炎専門医療機関は大阪府ホームページ「肝炎対策について」をご確認ください。

- 肝炎ウイルス検査（検診）の結果通知書を添付していますか？

大阪府肝炎専門医療機関で実施した初回精密検査の結果ではありません。
助成対象となるのは、①府・市町村 ②職域 ③妊婦健診 ④手術前 のいずれかで肝炎ウイルス検査を受け陽性と判定された方に限られます。助成対象となる検査を受けて陽性と判定されたことがわかる書類を必ず添付してください。

- 大阪府肝炎専門医療機関の領収書・診療明細書を添付していますか？

領収書・診療明細書のどちらも提出が必要です。
領収書・診療明細書の代わりに医療機関が発行した検査明細書（様式第3号の1又は第3号の2）でも構いません。
なお、検査明細書の発行、領収書・診療明細書の再発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は助成対象外です。

助成 対象 費用	初診（再診）料、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として大阪府が認めた費用（医師が真に必要と判断したものに限り、また、保険適用外の検査は助成対象外です。）（※1）
助成回数	1回（※2）
対象 となる 検査 （※3）	<ol style="list-style-type: none"> 1 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像） 2 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間） 3 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、γ-GT、総コレステロール、AST、ALT、LD） 4 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量） 5 肝炎ウイルス関連検査 （HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定） 6 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量） 7 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

- ※1 請求できるのは、肝炎ウイルス検査（検診）を受けて陽性と判定されてから1年以内です。
- ※2 予約の都合等により検査が複数の日にわたって行われた場合、最初の精密検査から1か月以内の期間のものであれば、一連の検査として助成します。
- ※3 対象となる検査項目は限られています。対象となる検査と併せて対象以外の検査も受けた場合、支払った自己負担分の全額を助成することはできませんので、ご注意ください。

申請書提出（郵送）・問合せ先



大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課
生活習慣病・がん対策グループ
電話 06-6941-0351（代表）

申請書類送付用ラベル（切り取ってお使いください）

〒540-8570
大阪市中央区大手前二丁目1-22
大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課
生活習慣病・がん対策グループ 行
《初回精密検査費用助成申請書類在中》